

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案要綱

第一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）を独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする規定を削除すること。

（改正前の独立行政法人国立環境研究所法第四条関係）

第二 秘密保持義務

研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。（第九条関係）

第三 役員及び職員 の地位

刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。（第十条関係）

第四 罰則

秘密保持義務に違反して、秘密を漏らした者等に対する罰則を設けること。（第十五条関係）

第五 附則

一 施行期日

この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 職員の引継ぎ等、労働組合についての経過措置、不当労働行為の申立て等についての経過措置

職員の引継ぎ等、労働組合についての経過措置、不当労働行為の申立て等についての経過措置について

て所要の規定を設けること。

(附則第二条から第七条関係)

三 国家公務員共済組合法の一部改正

研究所の職員に、引き続き国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定を適用するため、国家公務員共済組合法の一部を改正するものとすること。

(附則第九条関係)